

指定校変更及び区域外就学の審査基準

島本町教育委員会

最近改正 令和3年1月29日

学校教育法施行令第8条に基づく指定校変更（島本町内における校区外通学）及び同政令第9条に基づく区域外就学（島本町外から町立学校への通学）について、島本町教育委員会では、次に掲げる条件を満たし、下表の事由に該当する場合に、許可することとします。

なお、島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則に基づく「校区の弾力的運用」制度に係る指定校変更の基準及び取扱いについては、別に定めるところとします。

1 条件

- (1) 児童生徒にとって通学が大きな負担にならないこと。
- (2) 通学時間が片道おおむね1時間以内であること。
- (3) 区域外就学の場合、保護者が送迎し、又は公共の交通機関を利用すること（自転車の利用は、原則禁止）。
- (4) 通学途上の安全に関しては、保護者が一切の責任を持つこと。

2 手続

事前に教育総務課に相談の上、「指定校変更申立書（様式1）」又は「区域外就学願書（様式2）」を提出する。

標準処理期間（受付から回答までの期間）は、2週間とします。

3 事由等

事由	許可期間	添付書類	備考
【学年途中の転居等】 学年の途中で校区外へ転居・転出するが、継続して転居・転出前の校区の学校に通学することを希望する場合	1 小学校 (1) 1年生から5年生までは、学期末まで (2) 6年生（5年生3学期の終業式以降）は、卒業まで 2 中学校 (1) 町内転居の場合、卒業まで (2) 町外転出の場合、1・2年生は学期末まで、3年生（2年生3学期の終業式以降）は卒業まで		兄弟が卒業まで継続通学を許可された場合、同一校に通学する弟妹もその兄弟が卒業するまでの期間の継続通学を許可
【先行入学】 おおむね6か月以内に新住居に移転することが決定しており、あらかじめ新住居のある校区の学校に就学することを希望する場合	学年当初（学期又は転入学の当初）から新住居移転日まで	入居の確認ができる書類（売買契約書、賃貸契約書等）	

<p>【仮住まい】 住居の建替え等により、一定期間（おおむね6か月以内）校区外に仮住まいし、その後、校区内に戻り、再入居することが決定している場合</p>	仮住まいの開始日から再入居日まで	再入居の確認ができる書類（工事契約書、賃貸契約書等）	
<p>【留守家庭】 保護者の就業等の事情で留守家庭となることから、保護者が他校区で経営する店舗等で放課後養育し、又は親戚等に放課後託児するため、当該校区の小学校に就学することを希望する場合</p>	必要な期間	<p>1 保護者の店舗等で放課後養育する場合</p> <p>(1) 店舗等又は自営業を営んでいること及び店舗等の住所を証明できる書類（営業許可書、就労証明書等）</p> <p>(2) 店舗等で児童生徒を養育することを誓約できるもの</p> <p>2 親戚等が放課後託児する場合</p> <p>(1) 留守家庭となることが証明できる書類（就労証明書等）</p> <p>(2) 保護者の就業中に親戚等が児童生徒を預かることを誓約できるもの</p>	年度を超える場合、再度手続が必要
<p>【家庭事情】 親戚等に預けられた場合、児童養護施設に入所した場合その他家庭の事情による場合</p>	島本町内に居住の実態がある期間	必要に応じて、居住実態を証明するもの	年度を超える場合、再度手続が必要
<p>【教育的配慮】 身体的な理由、いじめ・不登校対応等により教育的配慮を要する場合</p>	教育総務課及び教育推進課と学校長との協議により、配慮を要すると認められる期間（最長卒業まで）	必要に応じて、医師の診断書、校長の意見書等	
<p>【その他】 教育長が特に必要と認める場合</p>	必要と認める期間	必要と認める書類	

備考 学校の学期は、4月1日から8月24日までを第1学期、8月25日から12月31日までを第2学期、1月1日から3月31日を第3学期とする。